

設計施工基準の改訂について

この度 弊社 設計施工基準について JIS 及び JASS の改訂に伴う表記の修正につき、改訂致します。
今回の基準改訂によって保険契約受付時の技術的な基準の変更はございませんが、保険契約申込書の一部が変更となりますので、あわせてご確認をお願い致します。

1. 対象となる設計施工基準

- 住宅瑕疵担保責任保険 設計施工基準
- リフォーム工事瑕疵担保責任保険契約 設計施工基準
- 共同住宅大規模修繕工事瑕疵担保責任保険 設計施工基準

2. 設計施工基準（新基準）の公開・適用時期

- 公開日：2019年11月1日（金） ※ JI0 ホームページにて公開
- 適用開始日：2019年12月1日（日）午前0時以降 JI0 到着分の申込書類より

3. 主な修正内容等

条項等	現行基準(11月30日まで)	新基準(適用12月1日より)
全体	…こととする。	…ものとする。
全体	建築物	建物
全体	〇〇製造所	〇〇製造者
全体	ドレイン	ドレン
第7条4項	「壁面立上げ部の巻き返し長さ」	「壁面の取合いにおいては、壁面に沿って…立ち上げる」
第8条3項	「その端部にシーリング材又は防水テープを施す」	「取合い部に防水テープやシーリングを用いる等、…」
第8条5項(1) 第9条2項(1)	透湿防水シート	外壁用透湿防水シート
第14条2項	JASS8	JASS8(2014)
第14条2項	—	【追記】 「又はこれと同等以上の防水性能を有するものとする。」

条項等の記載は、住宅瑕疵担保責任保険 設計施工基準を参照ください

4. 「防水工法」の条文追記による対応について

- ・表中の条文追記に伴い、防水工法の表に記載がない工法でも 防水材製造者の見解を基に事業者が同等以上の防水性能を有するものと判断された場合は、保険契約の申込みが可能となります（上記に関連、保険申込帳票の変更有り）

上記内容と改訂後の設計施工基準並びに保険申込帳票をご確認頂き、新基準の適用後に帳票の差し替えをお願い致します。

以上